

香芝市告示第85号

香芝市建設工事等に係る競争入札の入札参加資格等に関する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市建設工事等に係る競争入札の入札参加資格等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、香芝市（以下「市」という。）が発注する次に掲げる工事の請負又は業務の委託の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量業務
- (3) 建設コンサルタント業務
- (4) 建築設計業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償コンサルタント業務
- (7) その他建設工事に関連する調査業務

(入札参加資格等)

第2条 入札に参加を希望する者は、市長の入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- (2) 第9条第1項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- (4) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (5) 申請書（入札参加資格の申請手続における申請書をいう。以下同じ。）又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

2 前条第1号から第6号までの業に係る前項第3号に規定する許可、認可等

については、前条第1号にあっては建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業の許可、同条第2号にあっては測量法（昭和24年法律第188号）の規定による登録、同条第3号にあっては建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録、同条第4号にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による登録、同条第5号にあっては地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録、同条第6号にあっては補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録とする。

- 3 第1項の資格審査は、市内及び市内以外の2区分により行うものとする。
- 4 前項に規定する市内の区分における競争入札の入札参加資格は、主たる営業所の所在地が香芝市内にある者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個人で業を営む者にあつては、市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納し、並びに別に定める競争入札参加資格審査申請要領（以下「申請要領」という。）により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 法人にあつては、市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が市又は市以外に納税義務の生じた市区町村税を完納し、並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に登記上の本店を有しているもの

- 5 第3項に規定する市内の区分における前条第7号に規定する業務に係る競争入札の入札参加資格は、市長が別に定める。

（一般競争入札に係る入札参加資格の特則）

第3条 一般競争入札に係る入札参加資格として、当該入札公告等をする都度、前条に規定する事項以外に資格を定めることができるものとする。

（競争入札に係る入札参加資格の特則）

第4条 第1条第1号に規定する建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の種類に係る競争入札の入札参加資格（市内の区分に係るものに限る。）については、第2条に規定する要件を満たす者に対して、次の表により格付けを行うものとする。この場合において、要件を満たしている最も上位の格付け区分において格付けを行うものとする。

	格付け区分	要件
土	A	(1) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事

木 一 式 工 事		<p>項審査の結果通知書（以下「経営審査結果通知書」という。）に記載された土木の業種に係る総合評点が800点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が7名以上であり、かつ、そのうち1級の施工管理技士の者（1級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が3名以上いること。</p> <p>(3) 資本金の額が4,000万円以上であり、かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p>
	B	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された土木の業種に係る総合評点が750点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が3名以上であり、かつ、そのうち1級の施工管理技士の者（1級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が1名以上いること。</p> <p>(3) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p>
	C	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された土木の業種に係る総合評点が650点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が2名以上であり、かつ、1級又は2級の施工管理技士の者（1級又は2級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が1名以上いること。</p>
	D	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された土木の業種に係る総合評点が550点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が2名以上であること。</p>
	E	A、B、C又はDのいずれの格付区分の要件も満たさないもの
建 築 一	A	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された建築の業種に係る総合評点が800点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が7名以上</p>

式 工 事		<p>であり、かつ、1級の施工管理技士の者（1級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が3名以上いること。</p> <p>(3) 資本金の額が4,000万円以上であり、かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p>
	B	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された建築の業種に係る総合評点が750点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が3名以上であり、かつ、1級の施工管理技士の者（1級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が1名以上いること。</p> <p>(3) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p>
	C	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された建築の業種に係る総合評点が650点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が2名以上であり、かつ、1級又は2級の施工管理技士の者（1級又は2級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が1名以上いること。</p>
	D	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された建築の業種に係る総合評点が550点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が2名以上であること。</p>
	E	A、B、C又はDのいずれの格付区分の要件も満たさないもの
舗 装 工 事	A	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された舗装の業種に係る総合評点が800点以上であること。</p> <p>(2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が3名以上であり、かつ、そのうち1級の施工管理技士の者（1級の施工管理技士と同等であると国土交通大臣が認める者を含む。）が1名以上いること。</p> <p>(3) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、</p>

	建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。
B	(1) 経営審査結果通知書に記載された舗装の業種に係る総合評点が700点以上であること。 (2) 継続的な雇用を確認できる技術職員数が2名以上であること。
C	A又はBのいずれの格付区分の要件も満たさないもの

- 2 前項の規定にかかわらず、新規に入札参加資格（業種別の追加業種を含む。）を得た者は、最下位の格付区分に格付ける。
- 3 第1項の規定にかかわらず、資格審査の結果、直前の格付けより2区分以上、上位の格付区分に該当する者に対しては、当該結果を調整し、直前の格付けより1区分上位の格付区分に格付ける。
- 4 入札参加資格の有効期間の中途において現在の格付区分の要件を満たさなくなり、当該格付区分より下位の格付区分の要件に該当することとなった者については、市長は、当該者の意向、状況等を総合的に勘案した上で、現在の格付区分の要件を早期に再度充足し、かつ、維持できる見込み（以下この項において「回復可能性」という。）があると判断した場合にあっては現在の格付けを維持することができるものとし、回復可能性がないと判断した場合にあっては現在の格付けより下位の格付区分（当該者が要件を満たしている最も上位の格付区分とする。）に格付けることができるものとする。
- 5 第1項に規定するそれぞれの格付区分に対する設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の基準は、市長が別に定める。

（申請手続等）

第5条 第2条の資格審査を受けようとする者は、第1条各号に掲げる業種区分ごとに、申請要領により、申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書は、申請要領に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長は必要があると認める場合は、当該期間を経過した後においても、申請書を受理することができるものとする。

（資格者名簿）

第6条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）を決定したときは、第4条第1項の規定により格付けを行い、競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7条 入札参加資格の有効期間は、申請要領において定める期間とする。

（変更届）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は長期にわたり休業することとなったとき、若しくは廃業することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 代表者氏名
- (3) 受任者氏名
- (4) その他事業に関する重要な事項
(入札参加資格の取消し等)

第9条 市長は、入札参加資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

- 2 市長は、入札参加資格者が第2条から第4条までに規定する資格を備えていないと認める場合は、入札参加資格を取り消すことができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により入札参加資格者の入札参加資格を取り消したときは、直ちに当該入札参加資格者に通知するものとする。
- 4 市長は、入札参加資格者が第2条第4項に規定する資格を備えていないと認める場合にあつて、かつ、当該入札参加資格者が市内以外の区分の資格をなお備えていると認めるときは、その範囲内において入札参加資格を認めることができるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。